

# 悪質業者にご注意ください!!

## 事例

明石市内において、『市が道路内の下水道管を掃除するので、家の中の桧や排水管に影響がでたら何十万も費用がかかるので、事前に清掃することで逆流を防ぐことができる。』と言って半ば強引に清掃し、多額の費用を請求され支払ったという情報が寄せられました。その後も同様の手口で被害が再度発生しています。

下水道室（市）が業者に委託して  
**点検**や**清掃**を**有料**で  
おこなうことは**一切ありません**。

## あなたはひと事だと思っていないか？

最近、「下水道がおかしい」「桧が汚れている」などと言って、必要のない宅地内の点検などを行い、不当な代金の請求をする業者がいます。このように点検を装った「点検商法」や、下水道室（市）との関係をにおわせる「かたり商法」といった手口には次のような対策をとりましょう。

- 安易に業者を家に入れない。必要ない場合はきっぱり断りましょう。
- 身分証の提示を求め、業者名・担当者名・連絡先を控えましょう。
- 自治会などご近所にも連絡し、情報を共有しましょう。
- 強要されたり、身に危険を感じた場合は最寄りの警察署に相談してください。
- 清掃後でもクーリング・オフができる場合がありますので、あかし消費生活センターにご相談ください。

明石警察署 078-922-0110

あかし消費生活センター 078-912-0999（火～土 9:00～16:00）

なお、このような手口がありましたら、下記までご連絡ください。

明石市下水道室下水道総務課 ☎078-934-9624

◆月～金曜日午前9時～午後5時30分

※土、日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）はお休みです。